

平成29年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年1月9日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 14時18分
【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美
委 員 濱谷 由美子
委 員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫
委 員 前田 博明
委 員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行
教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子
総務部長 小椋 信也
総務部担当部長 橋谷 由紀
教育環境整備推進室長 野本 宏一
学校教育部長 市川 洋
健康給食推進室長 石井 宏之
生涯学習部長 金子 浩美
庶務課長 池之上 健一
庶務課担当課長 山田 哲郎
企画課長 古内 久

教育環境整備推進室担当課長 渡辺 雅彦
教育環境整備推進室担当係長 小竹 誠

調査・委員会担当係長 高橋 勉
書記 茅根 真帆

【署名人】 教育長職務代理者 吉崎 静夫 委員 濱谷 由美子

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、1 4 時から 1 4 時 3 0 分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 2 名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございますが、本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第 1 3 条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第 2 条の規定により、本日の傍聴人の定員を 2 0 名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、傍聴を許可します。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、議案第 7 0 号は、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第70号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、吉崎委員と濱谷委員にお願いいたします。

6 報告事項Ⅰ

報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項に入ります。「報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」でございます。

説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。

こちらは、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第1項の規定に基づき、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則を一部改正することについて、教育長が平成29年12月28日に臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を受けるものでございます。

それでは、議案書の3ページをごらんください。

制定理由でございますが、川崎市教育委員会に勤務する非常勤職員の選考に当たっては、公募を行うこととすることを定めることなどのため、この規則を制定するものでございます。

4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今般の改正につきましては、非常勤職員を新たに任用する場合、地方公務員法等が定める、平等取り扱いの原則を踏まえ、できる限り広く適切な募集を行い、面接選考による客観的な能力実証を実施することを必須要件とした任用制度の見直しを行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、第3条の2を加え、非常勤職員の選考に当たっては、公募を行うこととすること等を新たに規定したところでございます。

次に、5ページをごらんください。第5条第1項に後段を加え、更新回数の上限に達した非常

勤職員について、選考を経た上で、再度の任用を可とするものでございます。

また、顧問・参与の職等につきましては、今般の任用制度の見直しの対象外とするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。附則でございますが、第1項は、この規則の施行期日を平成30年1月1日とするものでございます。ただし、改正後の規則第3条の2及び第5条の規定は、同年4月1日以降を任用の期間とする任用から適用するものでございます。第2項は、経過措置について定めるものでございます。

報告事項 No. 1 につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員お願いします。

【小原委員】

参考までにお聞かせ願いたいんですけども、非常勤職員というのは、大体どういう規格というか、雇用されている方がいらっしゃいますか。

【池之上庶務課長】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい。

【池之上庶務課長】

私から答えさせていただきますが、非常勤職員につきましては、地公法上、実は第3条のほうに定めがございまして、一般職に分類される者と、特別職に分類される者がいるんですが、本市におきましては、知識経験等、学識経験等有するという、基本的には第3条3項第3号という、特別職の非常勤の方々が多く任用されているんですが、一般の職場を見ますと、こういった学識経験等を踏まえた方々以外の、我々、一般職と同じような、仕事に従事されている非常勤の方が多数いらっしゃいます。これは川崎市だけではなくて、いろんな地方自治体でもそのような状態になってございます。

従いまして、非常勤の職員の方については、本来的には専門的な知識経験を活かして働く職でございまして、川崎市においてもそうですけど、一般的な事務に従事している職員の方もいらっしゃいます。

【小原委員】

ですね。そういう人たちも対象になるということですか。

【池之上庶務課長】

なります。

【小原委員】

というふうに解釈してよろしいですか。

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

前田委員お願いします。

【前田委員】

私も区担にいたときに、一緒に働いていたＳＳＷ、スクールソーシャルワーカーの方が、いつも５年という、非常勤の更新４回っていうのがあって、非常に力をつけられて、もう雇用ができない、不採用というようなことがあったので、この改正によってＳＳＷというような職の方も認められれば更新ができるって、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

【池之上庶務課長】

今回、大きなポイントとして、任用の回数の上限にきた、４回更新した方については、５年お勤めになりますと、基本的には原則そこで勤務が終了、満了ということだったんですけども、公募をした上で、きちんと選考面接等の過程を経れば、その後の任用の道が開けるということが一つのポイント。

それからもう一つ、非常勤の方は基本的には時間外勤務を想定していないんですが、実際には、時間外に仕事をする、勤務に従事している場合がございますので、その場合には時間外勤務手当相当の額を報酬としてお支払いするというのが、この制度改正のポイントでございます。

ちょっと補足しますと、全国的には、この非常勤、臨職については、平成３２年４月１日に、大きな見直しがございます。川崎市の場合には、今抱えているため、課題を、平成３２年４月１日を待たずして、実は国のほうでは地公法と自治法が改正されて、新しい制度が走るわけですけども、それよりもまず先んじて、任用回数の上限に達した方、それから手当が少し、お支払いが不十分なところを先行する形で、この１月１日から制度改正をする大きなポイントとして挙げたところでございます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【前田委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

非常勤職員の方にも大きなメリットが含まれるというところでございます。

それではほかの委員さん、よろしいですか。

では、改めまして、ただいまの報告事項 No. 1 につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 1 は承認といたします。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りし決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

7 議事事項

議案第70号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

次に、議事事項に入ります。

「議案第70号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長、教育環境整備推進室担当課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは「議案第70号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正では、新たに設置いたします、市立小杉小学校を川崎市立学校の設置に関する

条例に位置づけるために行うものでございます。はじめに、学校名の検討経過につきまして、教育環境整備推進室担当課長から御説明申し上げます。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

それでは、学校名の検討経過について御説明いたします。お配りしました、小杉駅周辺地区新設小学校の学校名についてという資料をごらんください。

地域に新しく設置される学校の名称について、地域の方々の御意見を検討に生かすため、平成28年11月から12月の間に、中原区在住、在学、在勤の方を対象に学校名案を公募したところでございます。

募集の結果、22件の応募がございまして、うち、複数応募の学校名案として、漢字表記の「小杉小学校」、平仮名表記の「こすぎ小学校」、「杉の子小学校」がございました。

平成29年3月に応募案の中から、複数応募があった学校名案であり、そのほかの案でも「小杉中央小学校」やら「小杉北小学校」など、小杉という名称を使用した案をいただいたことから、漢字表記の「小杉小学校」と平仮名表記の「こすぎ小学校」の二つの案にまとめたところでございます。

この2案について、対象小学校の児童をはじめ、対象小学校の保護者及び未就学児保護者から説明会等で意見をいただいたところでございます。

いただいた御意見をもとに検討を進めまして、設置場所の地名をもとに、周辺の歴史的背景等を考慮すること、設置場所の町丁名が小杉町二丁目であること、小杉地区に設置する新しい小学校の名称として、武蔵小杉という駅名など、漢字表記が地域を初め、広く発信されていること、低学年でもわかりやすい漢字であることなどの理由から、漢字表記の小杉小学校を最終案として、平成29年8月から9月にかけて、学校関係者を対象とした聴聞会、地域関係者を対象とした公聴会で提案し、御理解をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

続きまして、川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたしますので、議案書の2ページをごらんください。

制定要旨でございますが、小杉小学校を新設するため、この条例を制定するものでございます。

3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

別表第1は、小学校の名称及び位置について定めておりまして、今般の改正は川崎市立中原小学校の次に、川崎市立小杉小学校を新たに規定するものでございます。

恐れ入りますが、1ページをごらんください。附則でございますが、この条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。こちらの条例案につきましては、2月に開催される平成30年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第70号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

学校名の決定の経緯、そして条例改正の内容につきまして御説明いただきました。御質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員お願いします。

【中村委員】

大したことではないのかもしれないですけども、改正前が中原、宮内でしたら、その次に小杉って来そうなのに、なぜ真ん中に来るんですか。

【小竹教育環境整備推進室担当係長】

並び順につきましては、基本は行政区の並びで南から北へでございます。区の中でも、南側から北側への順番ということで、区の中今、地区で地区がえというものがございまして、今回中原区につきましては、実は5つの地区が、これになります。玉川、住吉、小杉、丸子、大戸ということで、という順番になりまして、今回小杉地区という中で最後尾とし、実は宮内は大戸地区の最初の順番ということで、いまの地区の順番に並びますとこの順番にという整理させていただいています。

【中村委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

小原委員お願いします。

【小原委員】

もう一つ教えてほしいんですけど、改正の中で、中原小学校が出てきているんですけど、中原小学校って住所も名前も変わらないんですよ。

【山田庶務課担当課長】

これは表が、この設置条例がございまして、その表を取り出して、その中に小杉小学校が位置づけられるということを示すために、前後の学校名もこの表に入れ込んでいます。

【小原委員】

じゃあ、前の小学校の名前が入っているっていうだけなんですか。

【山田庶務課担当課長】

そうです。右側の改正前をごらんいただきますと、中原小学校、宮内小学校の順でありますけれども、この表の中に小杉小学校が位置づけられますということで。

【小原委員】

そうですね。

【山田庶務課担当課長】

前後の学校については、この改正の対象ではございません。

【小原委員】

ですね、そういうことですね。

【渡邊教育長】

あくまでも、表のどこに位置づくかを示すというふうに御理解いただければよろしいんじゃないかと思います。

【小原委員】

赤字になっているのかなと思って、中原小学校は何でそこに入ってきているのかなって思っただけなんで。わかりました。

【渡邊教育長】

それでは、御質問よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第70号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第70号は原案のとおり可決いたします。

8 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了といたします。お疲れさまでした。

(14時18分 閉会)